

紹介手数料と返戻金制度について

紹介手数料(届出制手数料)

- 1. 求職受付の際、求職者から手数料は一切申し受けません。
 - 2. 職業紹介が成功した場合における成功報酬
- ※ 当該求職者の就職後1年間に支払われる理論年収(内定書、労働条件通知書に記載された額)

● 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合	80 %	(消費税別)
● 期間の定めのある雇用契約の紹介の場合	60 %	(消費税別)
※ 対象職種等によって料率が異なります。		
※ 手数料負担者は 求人者 とします。		

返戻金制度

● 入社後	30 日	以内での自己都合退職等の場合	80 %	(消費税別)
● 入社後	90 日	以内での自己都合退職等の場合	50 %	(消費税別)
● 入社後	180 日	以内での自己都合退職等の場合	10 %	(消費税別)
※ 対象職種等によって 料率 が異なります。				
※ 手数料負担者は 求人者 とします。				

以下の場合、返戻金制度は適用されません

- 1. 紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合
- 2. 求人者の責による退職・解雇
- 3. 求職者の死亡・天災等、不測の事態による退職